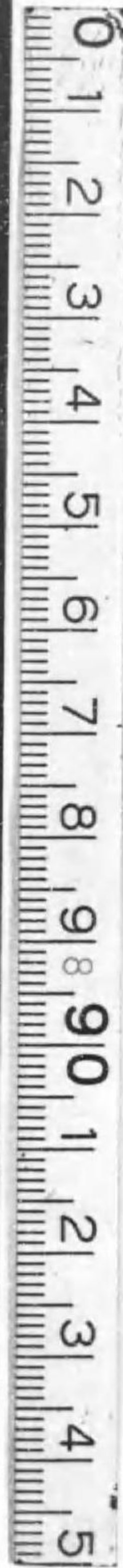




特216

913

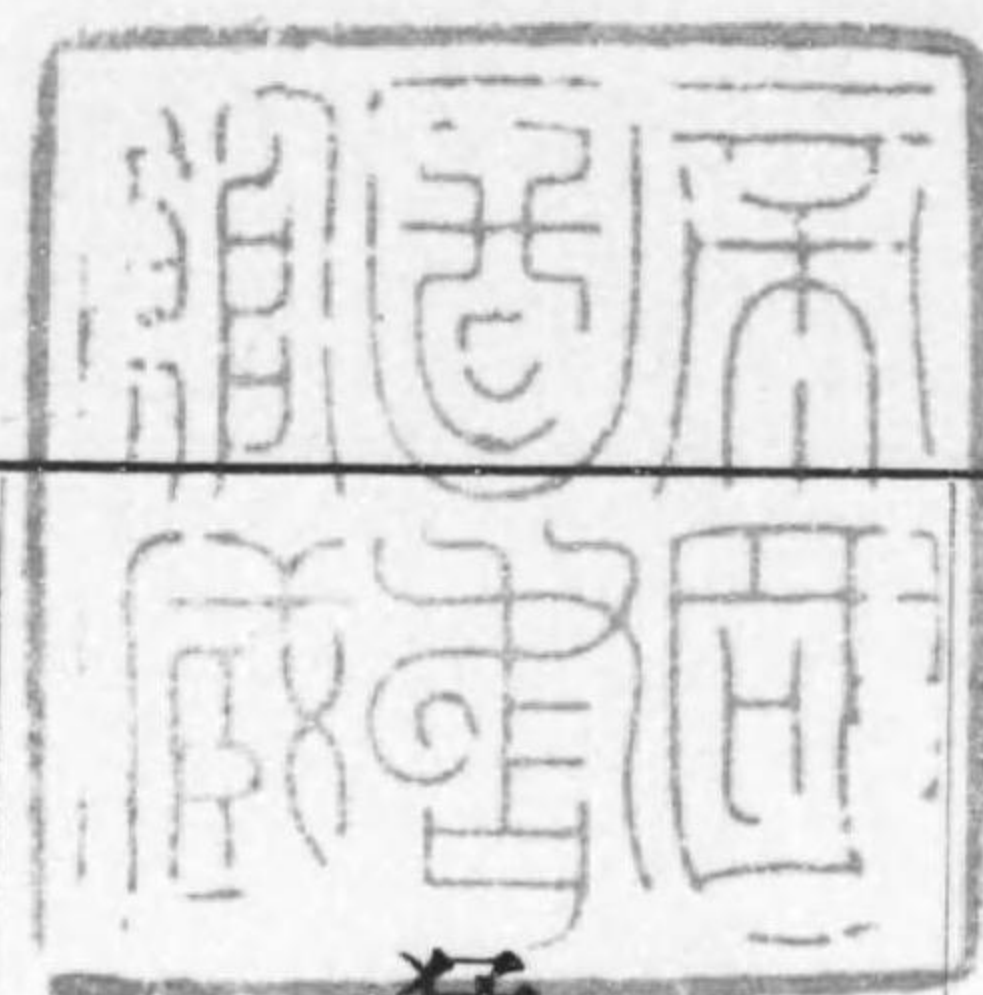
猛鳥神社志



始



特 216
913



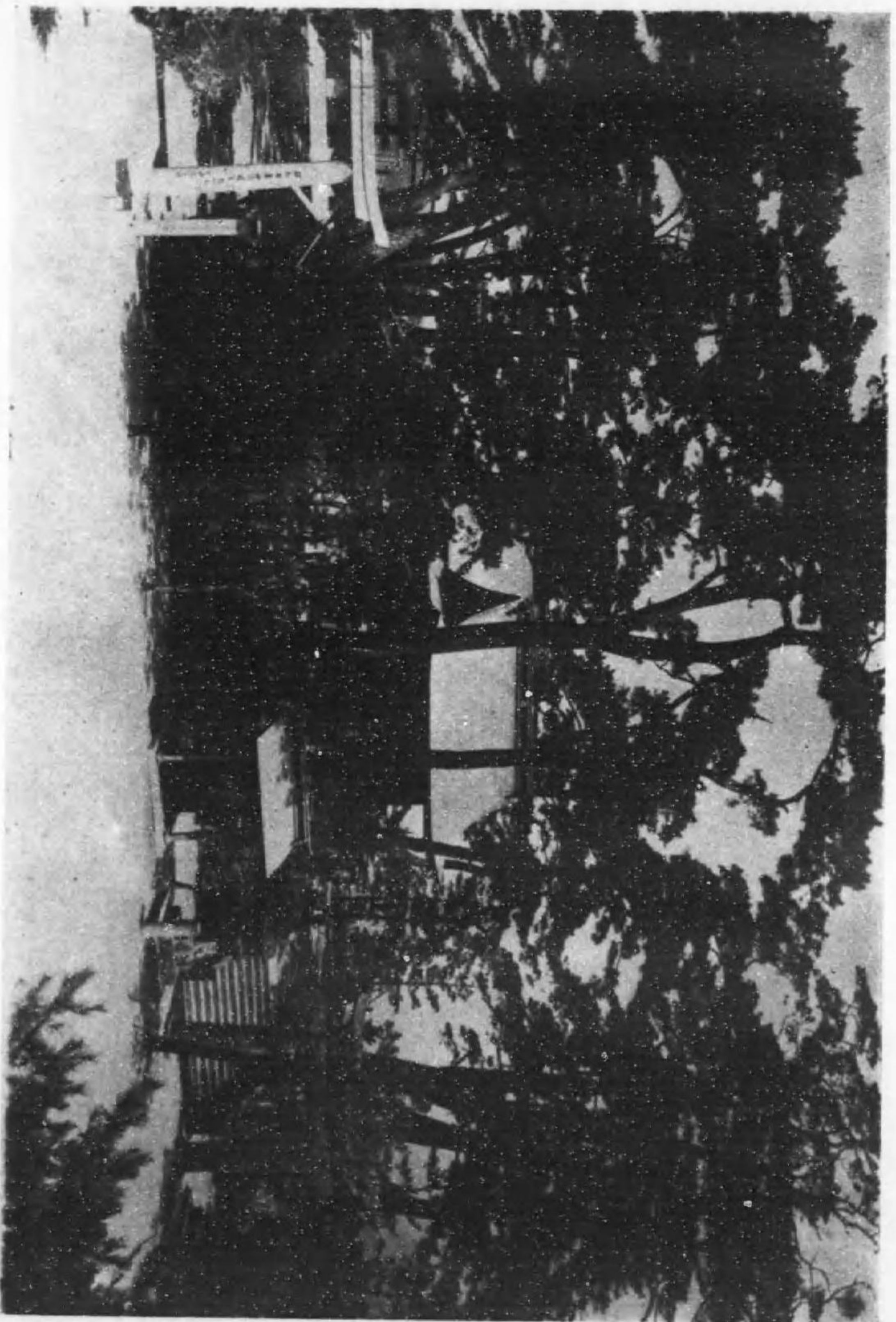
猛島神社志



阿久戸寺己亥秋八月 湯忠恕

程島市國禊

松平忠恕筆神號



前 廣 社 神 島 猛



島原古繪圖



(島原藩日記)

松平忠房領寄進の事記

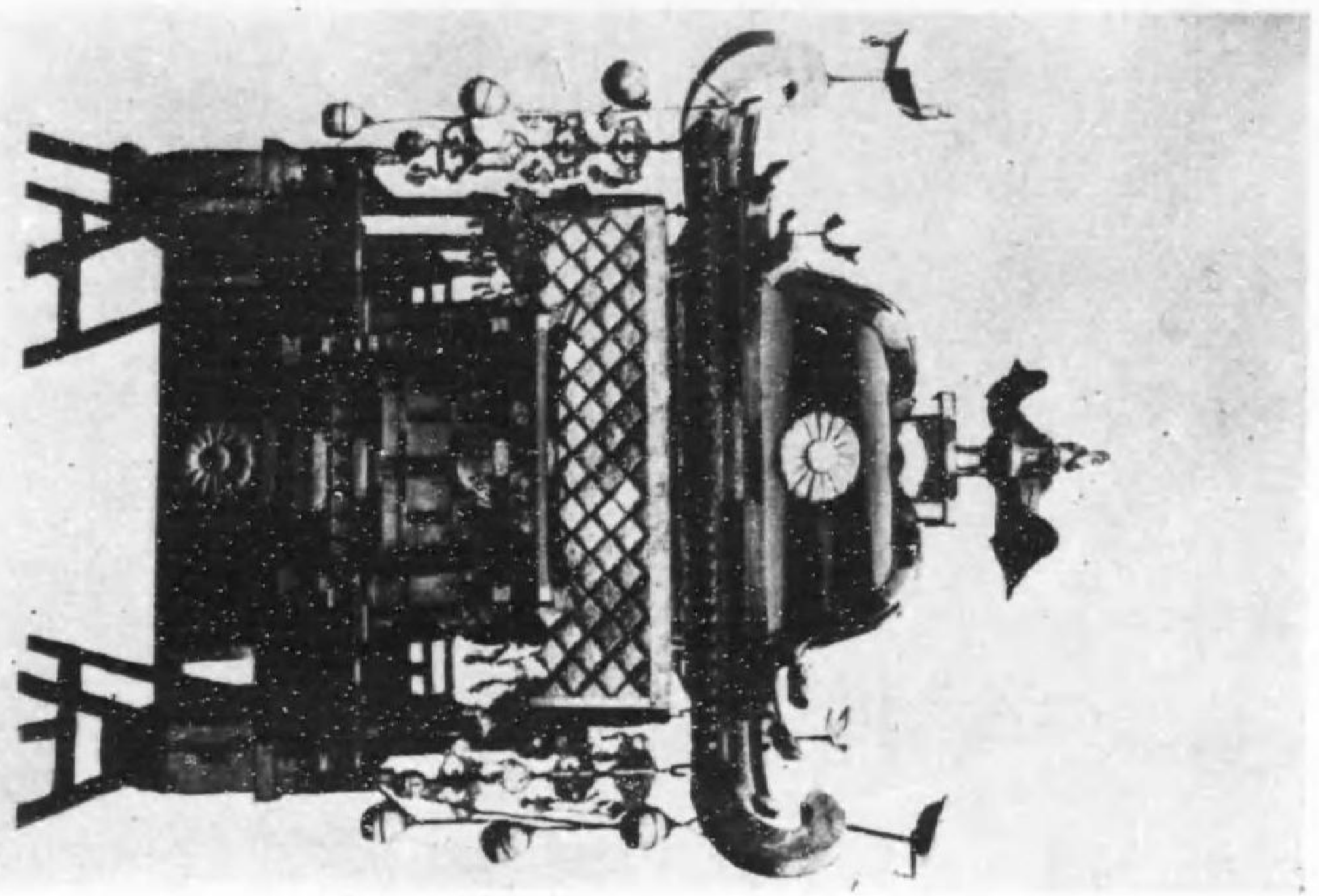
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊

大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊

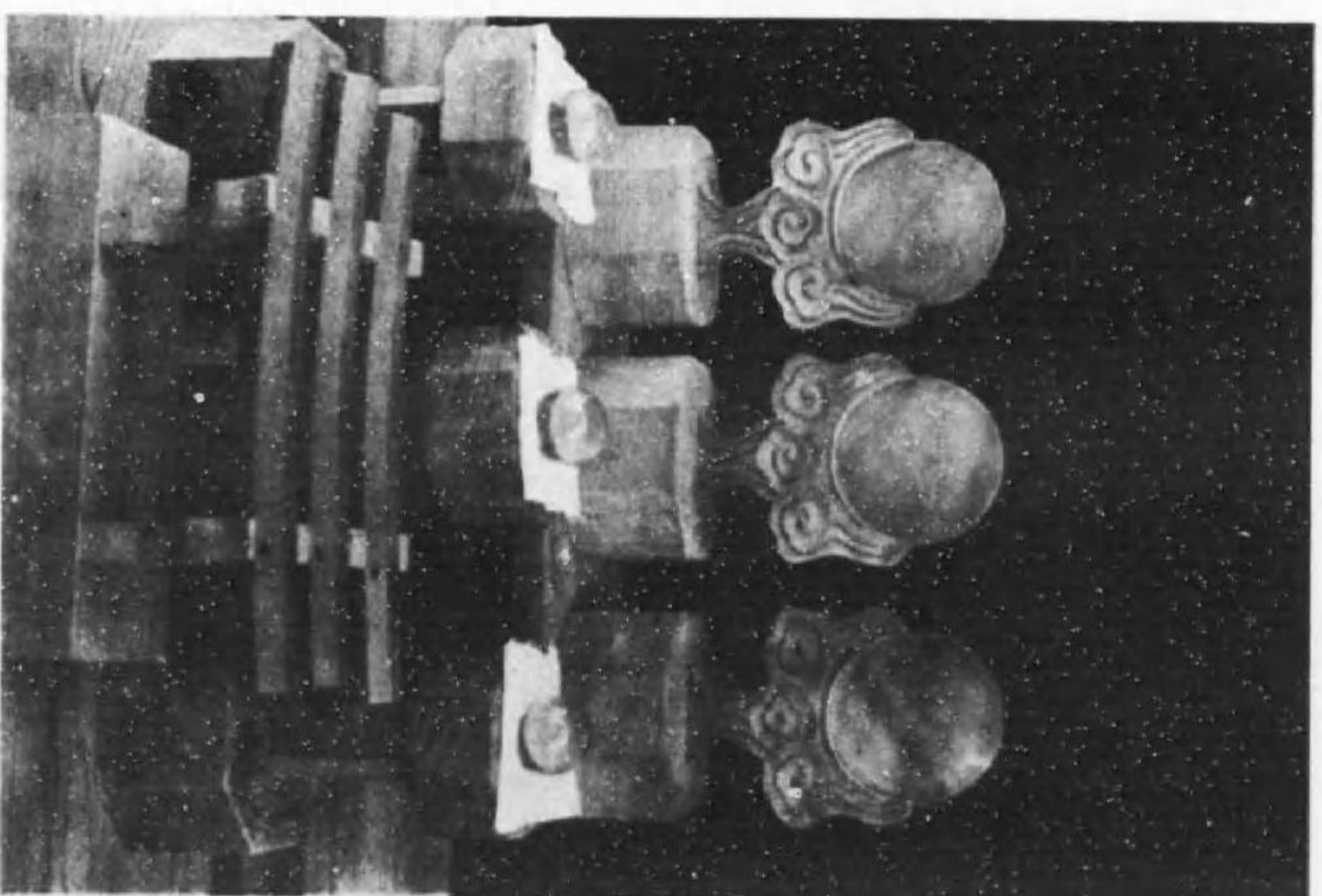
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊

大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊
大御神 屋久連命 素盞鳴尊

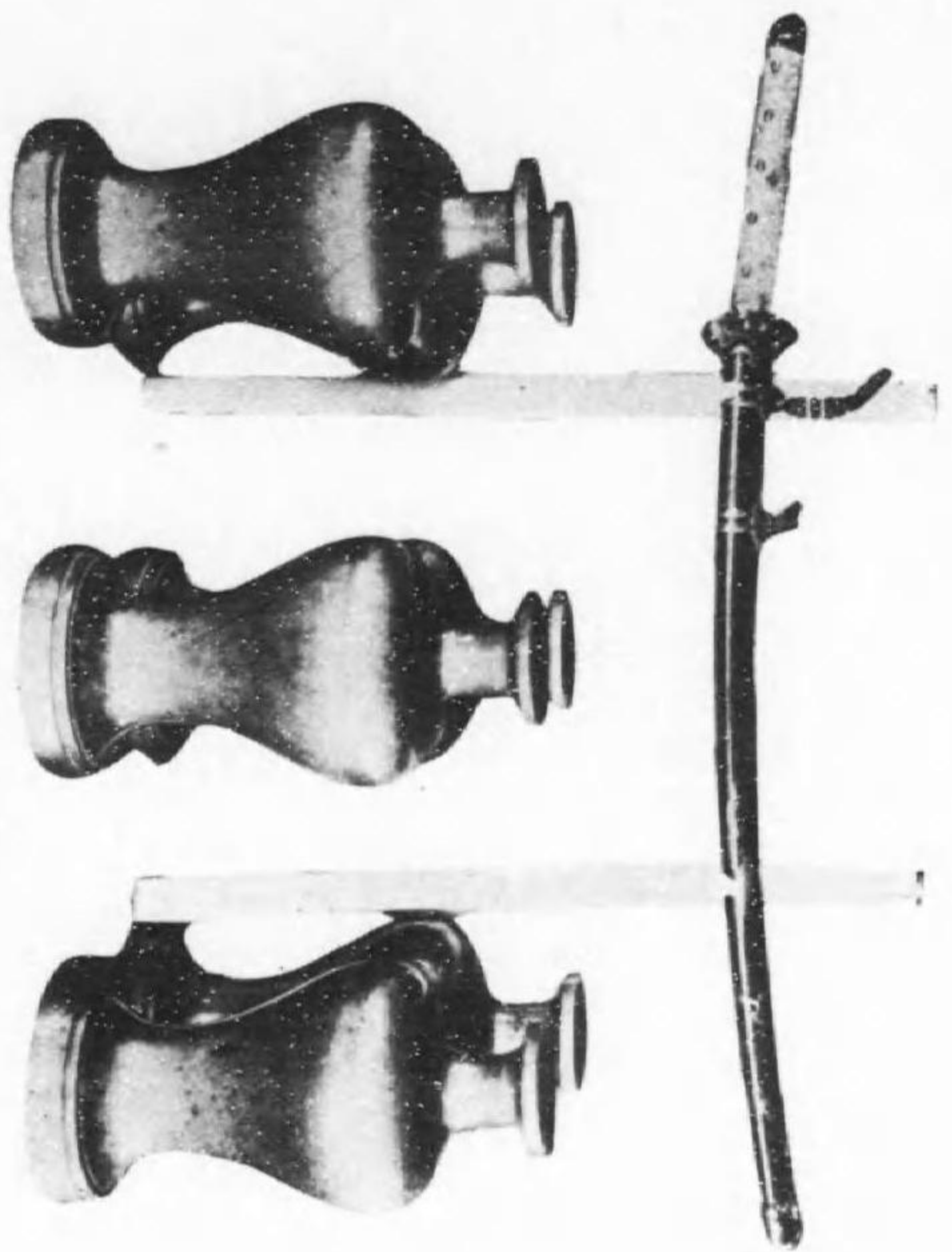
松平忠源社殿再建棟札



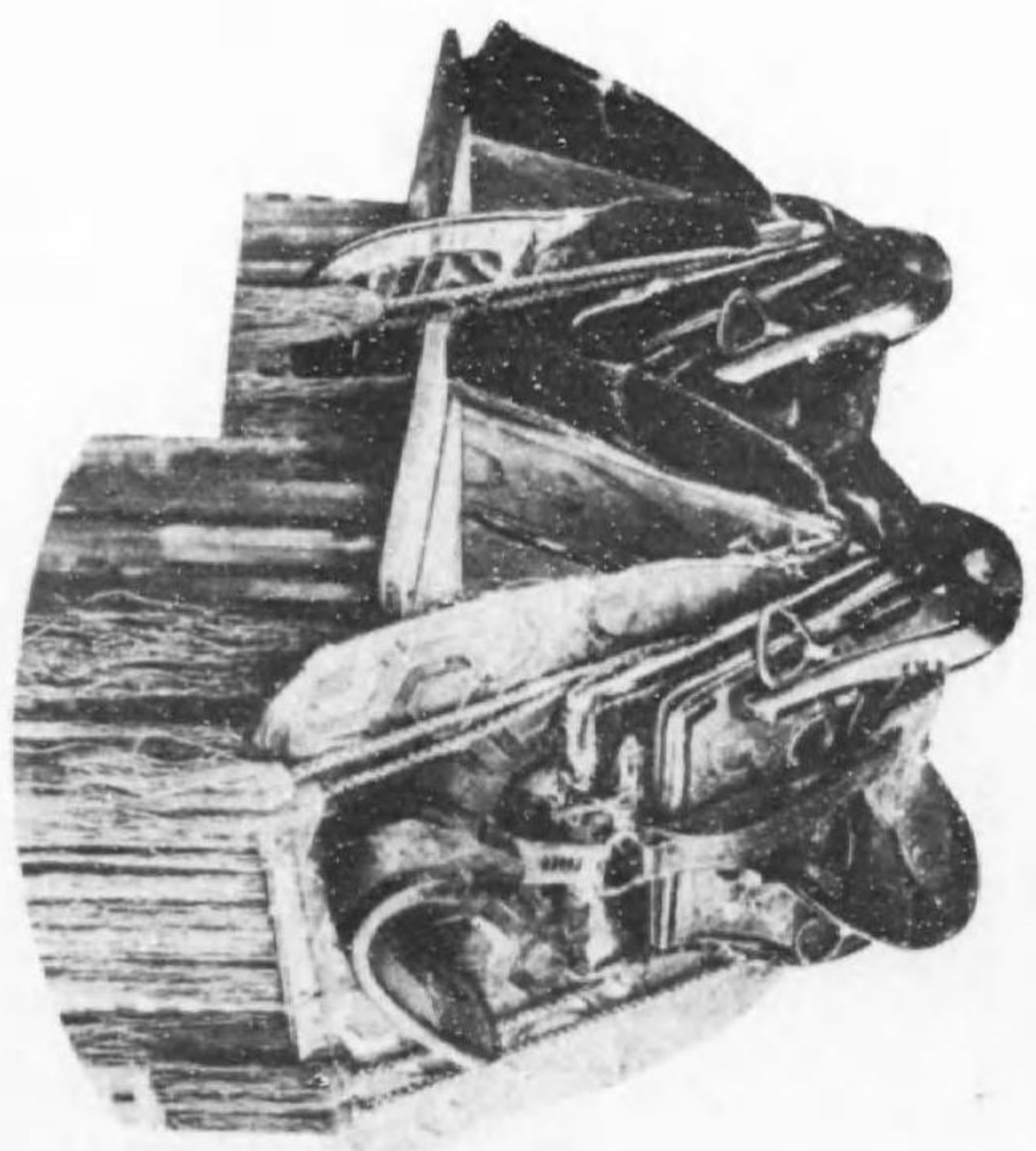
興神納奉和忠平松



器神種三納奉馮忠平松



子瓶納春 馮忠平松と刀太納春 茂忠平松



具馬納春和忠平松



神城より肥後連山を望む

目次

はしがき

一	郷土の鎮國家の護	二
二	御祭神	三
三	御神徳	五
四	御鎮座縁起	八
五	社號と社格	一三
六	藩主の崇敬	一四
七	猛島祭禮	二二
八	年中祭祀	三三
九	境内末社	三六
一〇	社寶	三六

一一 社殿と工作物……………元

一二 猛島秋月……………四一

挿 圖

猛島神社志

はしがき

猛島神社が彌々縣社に御昇格になり、その奉告大祭も盛大に而も嚴肅に執り行はれ、明治初年以來の宿願が遂に成つた。

神威宇内に遍く顯彰する象徴であることは、今更贅言を要しないのであるが、更に父祖相享け物と心とを捧げ奉り、ひたすらに氏神に奉仕し來つた島原人の厚い敬神の念慮と、昔に渝らず奉齋の至誠を致して、神徳の顯揚にこれ努むる氏子總代・氏子等の人々の真心の具現であることも忘れてならない。

實に、皇運の隆昌と時代の進展とに伴ひ、神明の威徳彌々發揚する、我が國體の尊い實相を観るとともに、神は人の敬に依つて威を増し、人は神の徳に依つて運を添ふる神人不離一體の忝い神國思想を體得するに足る。

これを記念すべく編したが、この「猛島神社志」である。然しながら、その總てをこの一小冊子のよく盡くすところではなく、「猛島神社志」と銘うつには餘りにも貧しい内容でもあるが、その完成は他日に期する考であるから、今しばらく讀者諸彦の寛容を請ひたい。

一 郷土の鎮 國家の護

二

縣社猛島神社は長崎縣島原町鎮座、島原驛を北東に距るわづか三丁、沖田繩手の古戦

場を指呼しては、東面直ちに不知火有明の海に臨み
白帆去來する碧波はるかに肥後連山の起伏するを眺
め、森岳の古城に對しては、西空高く天そより立つ
眉山の優姿を仰ぎ、そがひに白雲徂徠する靈山雲仙
を望むの地にあり。

境内廣濶幽翠、御手洗池に影うつす蒼然たる老松
磯邊に寄する白波のさゞめき、颯々たる松籟に三百
年の歴史を偲ばせ、社殿の高敞・壯麗なると相俟つ
て森嚴極りなく、自ら襟を正さしむるの聖地をなし



猛島神社遠景

てある。

この聖域に、雲表高く鳥衾は聳え、宮柱は太敷く立ち、妻飾の工巧みを極め、曲線ゆるやかに中空をくぎる流造の神殿、四字あくまで延びて宏壯あたりを壓する入母屋造の拜殿、この宮居に神ながら鎮ります猛島の大神。神威赫々として八紘に耀き神徳晃々として六合に満つ。

「木の神」の神徳は永へに日本書紀に頌され、異教防遏の神威は燦として教學の本源を千古に貽範し、島原藩總社として上下の尊崇篤く、民風・民俗の醇化に敬仰措く能はざるところ、まことに由緒かしこき「木の神」發祥の靈時、郷土の鎮、國家の護、皇國の宗祀である。

二 御祭神

三

主祭神

大屋津姫神
五十猛神
柷津姫神

相殿神

譽田別神	大綿津見神	天照大日靈神	天津兒屋根神
菅原道真朝臣神	大綿津見神	沫那藝神	沫那美神
國常立神	彌都波能賣神	大國主神	猿田毘古神
現仁神	多紀理比賣神	狹依比賣神	多紀津比賣神
奇稻田比賣神	神速須佐能男神	八男子神	大國主神
大山咋神	八重事代主神	御年神	大年神
若年神	志賀神	猿田彦神	宮毘神

三御神德

主祭神三柱の神は、日本書紀に

「素戔嗚尊之子號曰五十猛命。妹大屋津姫命。次柷津姫命。凡此三神。亦能分_ニ布木種。即奉_レ渡_ニ於紀伊國也。」

とあるやうに、皇祖天照大御神の御弟素戔嗚尊の御子神である。

初め、御父神に従ひ朝鮮新羅國に渡り、韓地開發に努め給ひ、人民の撫育、國土の豊沃に御盡力あらせられたが、後我が日本に還り、九州の而も肥前の西南沖五十猛島の地から始めて、遍く全國に樹種を播き、全土を鬱蒼たる青山となし給ひて、播種・殖樹を司配せられたのである。

その神徳が宇内に光被せることは、次に引用する如く、日本書紀に「有功之神」と頌述してゐることと明かである。

「素戔鳴尊帥其子五十猛神。降_レ到於新羅國。居_レ曾尸茂梨之處。」

「初五十猛神天降之時。多將_レ樹種_レ而下。然不_レ殖_レ韓地。盡以持歸。遂始_レ自_レ筑紫。凡大八洲國之内。莫不_レ播殖而成_レ青山_レ焉。所以稱_レ五十猛神_レ爲_レ有功之神。即紀伊國所坐大神是也。」

この殖樹司配の三柱の神が、神蹟地としてゆかり深い島原の地に鎮座し給ふや、上下の信仰甚だ深く、横山権三郎の猛島神社記に

「凡民有_レ疾病禍災。祈則立應。島（編者曰應島也）多_レ灌木竹樹。觸則爲_レ祟。」

と傳へてゐる程で、その畏敬の念の厚いことが知られる。

かくて歲月を経て寛永の頃、西陲島原の地は史上に有名を馳する如く、耶蘇教跋扈の根源地となり、或は人心は動搖し、醇風・民俗は破壊し去られんとする有様であつた。

故に時の藩主松倉豊後守重政は、猛島大神を異教鎮壓の守護神と仰ぎ、神威發揚を祈請したのである。然るところ、さしも猖獗を極めた異教も、やがて根柢より掃蕩驅逐せられ、その日月の如く炳乎たる神徳は、一天の下赫灼として彌々顯彰するに至つた。

更に、松倉氏に次ぎし高力氏に代り、世々相襲いて封を島原に承けた松平氏も、その始祖松平主殿頭忠房を初め歴世の藩主、率先して敬神崇祖の誠を致し、島原藩領内の總社と尊び、御城鎮護の神と仰いだのである。藩民も亦その範に則り、島原七萬石城下の氏神と崇めて、ひたすら神威の顯揚に心を盡してゐた。

かくの如く、人の敬に依り彌々炫然と輝く大御稜威の下、民心は安定歸一し、民俗は皇國風に醇化して、島原藩三百年の和衷偕樂の太平を齎し、今日見る島原人士の純樸寛容の民性を醸成したのである。

然して、この史實こそは、我が郷土の精神文化史上に、特筆大書に値すべき燦然たる光彩を千古に放つてゐるのである。

丸 山 作 樂

猛島社に寄する倭歌

瑞垣の久に榮ゆく猛島の神のみ蔭を仰かさらめや

五百重波千重波しきに年並の寄りてつかふる猛島の神

四 御鎮座緣起

主祭神三柱の「木の神」を、島原の地に奉齋したのは往古の世であつて、その年月は今更に知る由もないが、その緣起を示唆するものに次の史料がある。

第一は日本書紀の一書に

「遂始_レ自_ニ筑紫_一。凡大八洲國之内。莫_レ不_ニ播殖而成_ニ青山_一焉。」

とあることで、この一文は實に「木の神」と九州とが由縁淺からざることを明示してゐる。

更に忌部正通は、その著神代口訣に

「肥前國西南沖。有_ニ五十猛島_一。」

と述べ、谷重遠はその説に基いて

「蓋彼神。始_レ下_レ手之地歟。」

と論じてゐる。

かうした先學の考究に依つて、「木の神」が日本全土に先立つて、先づ播殖し給へる島が、肥前の國に存在することが知られる。

然るに肥前の西南沖に當つて、五十猛神に關する傳説を有し、或は五十猛神を奉祀せる、更に五十猛神の名を負ふ島を發見するに困しむのであるが、我が島原森岳城の東南即ち肥前の國全體より言へば西南に、五十猛神を奉齋する鷹島(本社ノ)の存在するのを、島原藩著名の文學者横山權三郎の猛島神社記に依つて知ることが出来る。

その書に曰く

「大城門之東南。有_ニ小島_一。曰_ニ鷹島_一。其上有_ニ小祠_一。」

然して、この鷹島の語義・語原が、神代口訣に載する五十猛島に基いてゐることは、

島原藩和學の泰斗伊藤榮治が、その著猛島社本記に詳細に考證してゐる通りである。

「五十者伊之倭訓也。假如」

五十鈴ヲ イス、 五十嵐ヲ イカラシ

五十瀬ヲ イセ 准之可レ知之

今案五十猛島ノ五十者發言而、略之太嘉島トモ太祁

島トモ太氣島トモ相通而唱來中ニモ、太嘉島猶能神書

之音義ニ相叶フ故ニ、爲ニ太嘉島ト唱ニ鷹島ト書キ傳歟。」

彼は更にその論議を進めて、この鷹島こそ五十

猛神が始めて樹種を播き給へる聖地五十猛島なり

と断定して、次の如く述べてゐる。

「或問。五十猛神靈。肥前國西南之地令ニ遷祭ニ有ニ來由」

哉。云倭國西南坤土地而樹種殖始理地也。妹姫神等同海中齋祭。故今俗號ニ其所ニ而曰ニ龍宮ニ矣。」

然して、この「木の神」鎮齋の國を、紀伊國と名づけた由縁を追想する時、我が島原



記本社島猛

の郡名が高來郡の名を負うたのも、或はこの「木の神」奉齋に由來するものにあらずやとの思が、直覺的に心頭をかすめるのである。

流石に、伊藤榮治も猛島社本記に於てこのことに言及し、疑を存しながらも後考を他日に期してゐることが、次の文に依つて明かである。

「其有功顯ニ木齋國。其本元隱ニ西南坤土地。夫神者隱而顯ニ其道。隱顯傳授之法可レ有ニ深理ニ者也。由レ是想レ之。高來之郡號島原之邑名。蓋以所レ由ニ猛島鎮座ニ歟。猶可レ尋レ之矣。」

今まで絮言したやうに、猛島神社の原社地鷹島の地は、御祭神「木の神」が天下に先立つて、播種・殖樹し給へるいともゆかり深き神蹟地である。この「木の神」發祥の聖地とも言ふべき由緒に基き、大神の御恩頼を追憶・崇敬して止まない我が郷土の先人達が、報本反始の眞情を吐露して奉齋したのが、實に御鎮座の縁起をなすのである。

然して、島原藩日記を繙けば

「猛島社ハ、松倉豊後守様御代、鷹島ノ地ヨリ寛永乙丑年、只今ノ所ニ御引遷御建立。」

とあるやうに、寛永二年に至り、我が森岳城の始祖松倉豊後守重政によつて現社地に御遷座になつたのである。

この御遷座の理由を考ふるに、當時島原は耶蘇教の跋扈を極めた中心地であり、或は人心は蠱惑せられて不安動搖し、日本精神はその影を失はんとし、醇風・民俗は日を追うて破壊せられ、神國の手振は地を拂はんとする實情であつた。

故に、神忠愛國の心に富み、且幕命を奉じて一意國策實現に邁進した豪雄松倉豊後守重政は、その禍根を絶滅せんとして、或は異教徒の刑罰を酷にし、又は獨力呂宋を征せんと企てる一方、民心教化の要を認め、而も神ながらの日本精神啓培こそ、その根本義と確信した。

その具體策として、古來より「有_ニ疾病禍災。祈則立應。」として、郷民の尊信深き鷹島大権現を鷹島より現社地に引遷し奉り、社殿を大にし、祭儀を興し、森嚴なる神域を營み、親ら奉齋の至誠を竭して、異教鎮壓の守護神と仰ぐとともに、藩民信仰の歸趨を

明確にしたのであつた。

これらの所縁こそ、猛島大神が現社地に鎮座し給へる、重要な原因をなすものである。

五 社號と社格

本社は鷹島御鎮座以來、鷹島大権現と稱したのであるが、延寶三年松平主殿頭忠房之を猛島大明神と改稱したことが、島原藩日記に載せてある。

「其節(編者曰松倉重政ノ頃)ハ鷹島大権現ト申候——中略——忠房様御代鷹島神號猛島大明神ト御改メ云々。」

更に明治五年猛島神社と改稱して現在に至つてゐる。

次に社格に就いて述べれば、松平氏封を島原に承けて以來、島原藩總社として上下の尊信厚きを加へてゐた。

然して、明和三年の島原藩日記を見れば

「一、右猛島大明神正一位猛島大明神ト去ル十一月神階相濟候。」

とあつて、明和三年正一位の神階に列せられ、本社にてはその翌年より毎年五月十四日に、神階祈禱を執行するのを恒例とするに至つた。

その後、明治維新の廢藩置縣に逢ひ、今までの島原藩の殊遇全く廢せられ、一時そのかみの趣を失ひしが、明治五年には郷社に列し、大正八年には神饌幣帛料供進の神社に指定せられ、更に昭和十三年八月縣社に御昇格になつた。

城外口號

川北温山

春天欲雨氣霏微

滿地飛花香入衣

紅袖一群顔若王

同心結得賽神歸

六 藩主の崇敬

猛島大神の現社地御鎮座の緣起は、島原初代の藩主松倉豊後守重政の神忠愛國の精神

と、異教鎮壓の守護神として神助を祈請したことに由來するのである。

然して、高力氏を経て島原藩主となりし松平氏は、歴世崇敬の念彌々深く、島原藩總社・御城鎮護の神・島原七萬石城下の氏神として神明の加護を仰ぎ、この大神を中心と

して、和衷協同の精神を涵養し、民心の統一、民俗の陶冶を圖り、神ながらの日本精神啓培に力を盡した。

これらのことは既に述べたところであるが、更に歴代藩主の崇敬報謝の事蹟の主なるものを列舉して見よう。

☒ 社殿造營

松倉豊後守重政 寛永二年鷹島の地より現社地に御引遷 社殿造營

松平主殿頭忠房 延寶三年鷹島神號を猛島大明神と改



飾 妻

稱 社殿改築

松平主殿頭忠雄 享保六年社殿造營

松平主殿頭忠馮 文化十二年社殿再建

寛政四年の大高潮にて社殿流失せるを再建す。今の社殿之なり。

社領寄進

松平主殿頭忠房 延寶七年社領高四石八斗壹升七合寄進

社領寄進狀

高四石八斗一升七合

右於當社依無神領雖爲私領以本知高之外新令所附勿論諸役等所令免除也仍寄附狀如件

延寶七年九月十七日

主殿頭源忠房



松平忠馮再建の社殿

(島原藩日記)



松平忠馮社領寄進の事記

社領寄進祝詞

肥前國高來郡島原城畔仁鎮座成志奉留掛卷毛畏
幾猛島大明神乃廣前仁恐美恐美申久從五位主
殿頭源忠房此所城主^{多留}仁依氏今歲延寶己未秋
九月十七日島原城畔^{仁志}氏高四石八斗壹升七合
之所林木共新仁進附志奉留仰願一天安平國家
繁榮武運長久萬民快樂乃神助乎加位給夜乃守日
乃守止護幸給止申壽

松平主殿頭忠馮 享保二十一年社領高三

十石寄進

松平主殿頭忠恕 安永四年改めて社領高

三十石寄進

案ずるに、松平家は一時宇都宮に轉封せられ、當代更に鳥原藩主に封せられしに依る。

☒ 神器神具の奉納

松平主殿頭忠恕 安永四年神額・神輿奉納

松平主殿頭忠馮 年月日不詳三種神器三座分・錫大瓶子三對奉納 (各現存)

松平主殿頭忠侯 天保十一年御太刀一口奉納 (現存)

松平主殿頭忠愛 安政六年猿田彦御旗一旒・正一位猛島大明神御旗二旒奉納

松平主殿頭忠和 明治四年神輿・神馬馬具二背奉納 (各現存)

馬具は慶長二年作と正徳二年作にて、各作者花押あり。

☒ 御遷宮並びに例祭奉幣

◇ 御遷宮奉幣

松平主殿頭忠房 延寶三年八月十一日御遷宮奉幣の儀執行

松平主殿頭忠馮 文化十二年七月二十四日御遷宮奉幣の儀執行

此の他の御遷宮にも、奉幣の儀は藩主親ら或は御名代を以つて必ず執行せられたり。

◇ 例祭奉幣

松平主殿頭忠房御名代伊藤榮治 寛文十三年八月十五日例祭奉幣の儀執行

御初穂一貫文奉納

此の寛文十三年の例祭奉幣を濫觴として、以後その例となる。

◇ 神輿奉拜

松平主殿頭忠房 天和四年八月十六日卯刻御城三之丸門外にて神輿奉拜の儀執行

此の天和四年の神輿奉拜を濫觴として、以後その例となる。

☒ 御社参

◇ 臨時の御社参

松平主殿頭忠房 延寶七年九月二十七日辰刻御社参

御初穂一貫文寄進

此の延寶七年九月二十七日の臨時の御社参を、島原藩日記に見ゆる初として、その後幾十百回なるを知らず。

◇ 恒例の御社参

松平家に於て、次の如き祝典行はれし時には、必ず藩主或は御一族、親ら又は御名代を以つて奉告・祈願の御社参あるを恒例とした。

正	月	御七夜御祝	御	宮	参	御	箸	初
		御誕生日	御	髮	置	御	袴	着
		御肌帯初	御	前髮御祝	御	婚	姻	御賀之祝
厄年	祈禱							

七 猛 島 祭 禮

☒ 祭禮の前儀

太賀島祭禮——島原藩日記の記録者は常にかく記してある——は、八月十三日渡御、十四日御逗留、十五日御歸御の三日であつた。

實にこの三日こそは、法悦と歡樂の極地であつた。一藩擧つて、藩主も武士も町民も男女老幼、この日を憧れ待ちこがれては、人生の喜びを始めて見出すかの有様であつた。お祭の日限も迫れば、町中の空氣も、人の心も浮き立ち、言ひ知れぬ心あわただしさが覺えられる。

お宮では、祭のいとなみに忙殺せられる。御供饌の調進に、社頭の整備に、祭儀の準備にあわただしい。事始神事・假宮地鎮祭・壽詞など言はれる祭前の儀が引きつづき執行される。

さうして、追手(今ノ大手)には假宮が建てられる。猛島神社は前述の如く、歴代藩主の特
別な信仰に基いて祀られたお宮であるから、あらゆるものが、消耗品の末に至る社費ま
だが、藩費を以つて支辨せられてゐた。

故に、假宮の材料も勿論藩から交附を受けてゐた。

天和四年甲子八月朔日乙未

一、猛島祭禮ノ節、御旅所拵へ候ニ付、材木町奉行中マデ河内申シ願ヒ出デ候。木數七十九本、並
十五本、中竹五束、カラ竹七束、ナヨ竹十七荷、黒木芝五束、繩、右ノ通り御前相濟ミ、材木ハ
前山ニテ伐採候様手形出シ候事。(島原藩日記)

☒ 神輿の渡御

祭禮を一層に親しませ、一入印象づけ、町を擧げて神々しいお祭氣分に満悦せしむる
ものは、實にこの神國日本に於てのみ味得される、古典と信仰の粹をあつめた繪巻物、

神輿の渡御である。

猛島神社の神輿渡御の濫觴は、延寶三年八月十五日の島原藩日記の記録に發見される。

八月十五日辛未晴

一、例年ノ通り、太賀島祭禮コレアリ、御幣卯ノ刻三ノ丸前御通り、西堀端、南堀端御通り、追手
へ御出デ成サレ候事。

御幣の渡御、極めて簡古・素朴の姿ではある。

然しながら、神を敬すること深く、その及ばざらんことを畏れた我が郷土の父祖たち
は、この簡素の姿には、或る物足りなさを感じたのか、この年を去る四年の後、神輿獻
納といふ、氏神に對する止むに止まれぬ敬神の眞情がほとばしつて、永遠に消えない精
神美の跡付を、次の如く島原藩日記に残してゐる。

延寶七己未五月十九日癸未

一、當町別當ドモ願ヒ出デ候。猛島大明神ノ神輿コレナキ候間、氏子ヨリ上方へ申遣ハシタキ由、

氏子の自發的な崇敬極りない念慮。これ實に特筆大書して後昆に傳へらるべき、我が郷土の先人たちの價值高い文化財である。

かくして星霜幾變遷。この純情によつて獻納された神輿も破損したのであらう。安永四年、時の藩主松平主殿頭忠恕が新に神輿を奉納したことが、島原藩日記に記録してある。

更に一世紀経た明治四年、松平主殿頭忠和の寄進になる神輿こそ、現在社實として又町の誇として、今も神幸式に親しく拜するものである。

その金梨地の深みある塗、なだらかな曲線美、鳳凰・菊の御紋章・瓔珞の金色燦然たる、細部の入魂の技巧、神々しい御鏡。

この莊嚴・端麗なる神輿を毎年奉拜する時、華麗・莊重を極めたそのかみの神幸式の様が、島原藩日記の古記録を通じてゆかしくも偲ばれる。

先驅としていかめしい下横目付。そして神馬二頭——馬背には神聖・清素な御幣がゆらぎ、金の御紋章が輝き、したぐら鞆・あぶり障泥の金箔が目もあやに煌めく、綺羅びやかな馬具に飾られた——が、萌黄色の大房手綱を控えた馬方四人の、嚴肅なる所作の歩みにつれて進んで来る。續いて小頭二人。沓持二人。對の羽織着た四人が續く。弓。弓。弓。弓。筒。筒。筒。筒。さすまた、突棒、もぢり、早繩等に身をかためた足輕の群十五人。槍の者二人。二人の横目付。鶴龜の飾太鼓、笛、傘鉾の風流の一群。赤天狗。青天狗。白木綿ゆらぐ御神一對。御太刀。幣帛。さうして神輿が、藩主自筆の舞鶴模様の直衣の袖も輕げにからげた二十餘人の御輿舁の肩に擔がれて靜かに嚴かに渡御だ。神を、人を、町を祝福する「千歳樂」「萬歳樂」の唱言はいとも神々しく、心の底まで澄みきる思がする。ゆたかに翼を張る鳳凰。御鏡のゆらぎ。菊の御紋章・瓔珞が金色に輝く。その後騎馬の社職三人。藩代表の大島忠左衛門が仲間二人を従へて行く。同じく河野久左衛門・木村源左衛門・中村八郎左衛門が威儀を正して行く。後に殿として目付・下目付の

二人。

元祿五年の鳥原藩日記に載する神幸の行列は正にこの通りである。

この神輿が御城三之丸外通御の際、藩主はわざ／＼門外に出て立ち、神拜を行ふことが明治維新まで三百年續いたのであつた。その濫觴は實に天和四年のことであるが、それを今にも髣髴させるものは、寛政七年八月十三日の鳥原藩日記の記事である。

寛政七乙卯八月十三日晴

一、表御門へ御出御。御橋臺ノ中程ニ御床几ニ御腰掛ケラレ、神輿御橋臺近ク寄リ候節、御橋先へ御出デ遊バサレ御拜。相濟ミ又々元ノ所へ御立戻リ、ソレヨリ御入り遊バサレ候。雄五郎様ニモ御橋臺ニ御出デ成サレ候。

之に加へて、藩主の神忠敬神の至情は發して、敬虔な例祭奉幣の儀執行ともなり、鳥原藩日記には毎年かかさず記録されてゐる。

寛文十三癸丑八月十五日壬子晴

一、當所鷹島權現五社祭禮ニ付イテ、鷹島へ御代參ノタメ、伊藤榮治ニ仰セ付ケラレ、御初穂鳥目壹貫目持タセ、今寅ノ下刻社參仕ル。御供番ノモノ壹人、御中間鳥目持壹人。榮治ノ供ニ遣ハシ候事。

☒ 神 事 踊

人の樂しむところ神も亦歡び給ふとの、神人一體の信仰に基いて、神意を慰め奉る神事踊は、猛鳥祭禮の壓巻であつた。

この神事踊は、踊町としてその名をうたはれた古町(堀町)・三會町(上ノ町)・有馬町(中町)・萬町に新町も加つて、太賀島・五社・鳥島・本光寺・安養寺・舟屋・追手・御城三之丸の舞臺で、贅を極め精を盡して踊り抜き亂舞したのであつた。

これらの踊町には、それぞれ傳統的の出し物があつて、世人の好評を博してゐた。特に古町の先踊は、我が鳥原の郷土舞踊を代表するもので、本社が寛永二年現社地御



先踊

遷座の際、古町の住民第一に参集し、御遷座奉祝のため奉納した舞踊に起源し、その由縁に依つて神事踊の第一番として、ゆかり深い猛島の神前に演舞し、更に藩侯の前にも他に先立つて舞踊するの光榮を得、先踊の名を負ふに至つたと言ひ傳へられてゐる。

拂ひ、絢爛目を眩する壯麗さであつた。

神事踊は島原藩日記には、寛文十一年に始めて記されてゐるが、その踊町と番組とは次の通りである

- | | | | |
|-----|-------|--------|---------|
| 古町 | 一、浮立踊 | 人数三十八人 | とがし山伏 |
| | 一、中踊 | 人数十一人 | 花見天方傘踊 |
| 有馬町 | 一、大踊 | 人数五十一人 | 一、小踊 |
| | 一、中踊 | 人数十二人 | 人数四十五人 |
| 萬町 | 一、大踊 | 人数三十一人 | おびすおどり |
| | 一、中踊 | 人数九人 | 一、小踊 |
| | | おどり | 人数十四人 |
| | | おどり | 大名道具おどり |
| | | おどり | 丹生の小屋 |

この形式的な簡條書の番組を見ただけでも、神事踊の初年度のものでさへ、如何に豪華な本格的のものであつたかが想像される。更に文化花咲き華麗目を驚した元祿時代には、如何に盛大に錦繡眩しく興行されたか察するに餘ある。

この神事踊は、神慮を和らげ楽しませ奉つたばかりではなく、町の人總てをその喜び

に陶醉させた。そして、平常はいかめしく屹立して通行を遮つてゐる鐵の城門も、この日だけは寛容で、踊人たちは三之丸まで練り込んで行つては、君前に美を争ひ妍を誇り技を競うて演舞した。

神人ともに融け合ひ、神の悦びに君民ともに浸る神事。神人一致・君民和樂、それが我が郷土の傳統的な氏神祭であつた。

☒直會の儀

かうした神事踊や催物によつて、人の魂は憧憬と恍惚の世界にさまよひ、城下は舉げてお祭のどよめきと歡樂の雰圍氣に追ひ込まれてしまふのであるが、更に人々の心にしんみりとお祭氣分を味はせ、祭禮の愉悅を心おきなく満喫させたのは、家々のお祭の夜のお祝であつた。

さゝやかなりとも、一家團樂の祭の夜の食膳には、赤飯・煮ノ・柴小鯛・甘酒が饗せ

られ夕食の箸は執られた。

踊町やお祭關係の町方・村方には、藩侯から酒肴を賜ふのが恒例であつた。

享保四己亥八月十三日

一、米三十俵、干肴三折、樽六荷

右三ヶ町へ下サレ候事。

一、干肴三折、樽代銀五十枚

右村方へ下シ置カレ候事。

又家中の藩士にも主君からの大臺盤振舞が行はれるのであつた。神恩を感謝し武運長久を祝福する大饗宴は、城内の大廣間に於て、無禮講の和氣霽々たる中にくりひろげられたのである。

享保四己亥八月十五日

一、中小姓以上ノ衆、御家中惣領分、赤飯・御吸物・御酒下サレ候。御歩行士・元ノ方・坊主方、

御臺所ニテ小役人ニマデ赤飯・御酒下シ置カレ候趣、前日仰セ出ダサレ、御家中ツノ外席口へ御觸レ候。

かうした歡樂境のお祭の三日は、儂い夢と消えうせても、酔ひしれたお祭氣分のほとぼりは、仲々醒めきれない。

御宮の諸儀、鎮座祭・直會の儀も終ると、神前に供饌された幣物は、藩主に、町方・村方・踊町に頒たれる。

この神饌物、紅白の御餅、神紋をかたどつたお菓子等を、一家そろつて有難く頂いては、家運繁昌・延命息災を祝禱しつゝも、あの楽しかつた祭禮を思ひ出すよすがとするのであつた。

板倉勝彪

猛島の祭にて賑ひければ

祭する折にあひてる月影は神も幸とやみそなはすらん

今日はしも猛島大明神の還御とて宮居ことさら賑

ひけるを見て

神まつる宮居の鈴も音すみてすまいの庭の聲そにきはふ

八年中祭祀

歳旦祭	一月一日	中祭
元始祭	一月三日	中祭
紀元節祭	二月十一日	中祭
祈年祭	二月十七日	大祭
春季皇靈祭	春分	恒例式
神武天皇祭	四月三日	恒例式
天長節祭	四月廿九日	中祭
大祓	六月卅日	恒例式

舊藩時代の主なる祭儀

寒 入 祈 禱	例	海 上 安 全 祈 禱	風 除 祈 禱	蟲 除 祈 禱	夏 越 祈 禱	雨 乞 様 願 祭	殿 除 祈 禱	雷 除 祈 禱	土 用 安 全 祈 禱	土 用 入 祈 禱	神 階 祈 禱	日 乞 祈 禱	火 防 祈 禱	五 穀 成 就 祈 禱	正 五 九 月 祈 禱
十二月三日	八月十日	七月十一日	七月十三日	六月廿九日	六月十五日	六月十五日	六月十五日	六月十五日	五月廿七日	五月十四日	四月十三日	二月廿二日	二月廿五日	正月十六日	正月十四日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

月 並 祭	大 正 天 皇 祭 禱	大 正 天 皇 祭	新 嘗 祭	明 治 節 祭	神 嘗 祭	御 神 幸 祭	例 祭	秋 季 皇 靈 祭	風 除 祈 禱 祭	夏 越 祭	祇 園 祭
每 月 十 五 日	十二月卅一日	十二月廿五日	十一月廿三日	十一月三日	十月十七日	十月十三日 十月十四日 十月十五日	十月二日	秋 分	八月卅一日	六月卅日 <small>(舊曆)</small>	六月十五日 <small>(舊曆)</small>
小 祭	恒 例 式	恒 例 式	大 祭	中 祭	恒 例 式	大 祭	大 祭	恒 例 式	中 祭	中 祭	中 祭

板倉勝彪

猛島社に雨乞の太鼓打鳴したる聲自らきほひ聞えたれば

うちならずきねかつしみも聲すみて村雨過ぎしあこの涼しさ

猛島社水無月祓に

うき事は今日水無月の祓ひして心すしく通ふ秋風

夏祓に猛島社の浦打眺めてなむ

千早振神をなこしの浦の波夏もゆき瀬にかよふ秋風

九境内末社

鳥島神社

石祠

祭神 大綿津見神

古老の口碑に

「現社地ノ東海中ニ一ノ島アリ、龍宮島ト云フ。古來此ノ島ニ鎮座アリシ社ナリ。」
と言ふ。

今猶此の鳥海中に残り龍宮瀬と言ふ。明治八年八月本社の境内末社となる。

御前神社

石祠

祭神 八重事代主神

古來鳥原町字三會町(上ノ町)に鎮座ありしが、明治八年八月本社の境内末社となる。

海神社

石祠

祭神 大綿津見神

古來鳥原港沖の一孤島に奉齋せられしが、後東照宮神社に合祀せられ、更に靈丘神社
創建に際して、明治十五年一月本社の境内末社となる。

御大之崎神社

石祠

祭神 八重事代主神

元東照宮神社に合祀の社なりしが、靈丘神社創建に際して、明治十五年一月本社の境
内末社となる。

一〇社 寶

一、玉	三個	作者不詳	松平主殿頭忠馮奉納
一、短刀	三刀	作者不詳	松平主殿頭忠馮奉納
一、神鏡	三面	作者不詳	松平主殿頭忠馮奉納
一、錫大瓶子	三對	作者不詳	松平主殿頭忠馮奉納
一、太刀	一口	作者不詳	松平主殿頭忠侯奉納
一、神輿	一輿	作者不詳	松平主殿頭忠和奉納
一、馬具	二背	銘 <small>慶長二年三月作 正德二年七月作 各作者花押アリ</small>	松平主殿頭忠和奉納
一、短刀	一刀	銘左作	
一、刀	一本	無銘	
一、刀	一本	銘近江守藤原忠綱	

一一社殿之工作物

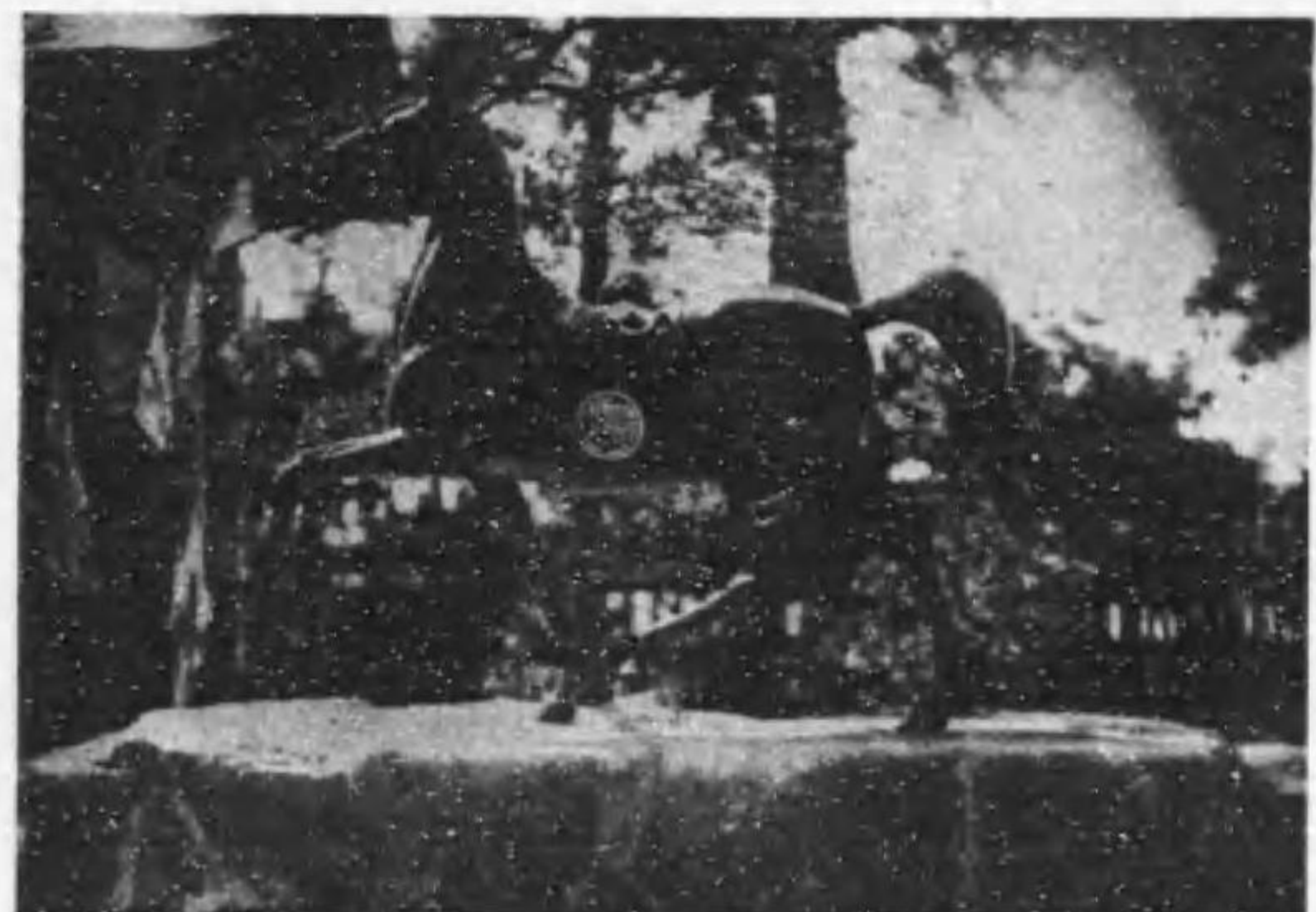
一、刀	一本	銘備前國住長光	
一、刀	一本	銘伊豫大椽宗次	
一、薙刀	一枝	銘河内守國助	
一、薙刀	一枝	無銘	
一、本殿		流造銅板葺素木造	十四坪
一、拜殿		入母屋造銅板葺素木造	廿一坪
一、神饌所		木造銅板葺	六坪
一、潔齋所		木造瓦葺	五坪
一、手水舍		木造銅板葺	八合三勺
一、鳥神社殿		石祠	

一、海神社殿
一、神御前社殿



神饌所

石祠
石祠



神馬



潔齋所

- 一、御大之崎神社殿 石祠
- 一、社務所 木造瓦葺 卅五坪
- 一、石鳥居 三基
- 一、石燈籠 九對
- 一、常夜燈 柱石造木造銅板葺 一對
- 一、神馬 青銅製 一基

一一一 猛島秋月

不知火の海をくぎつてそ、り立つ肥後の山々は、明けやらぬ夜の靄に包まれ、灰色の雲は重く沈んで、黎明の光はまだ訪れない。
然し老松の垂枝の黒づみは、少しづゝうすらいでゆく。静かにほのかに、東の雲居に淡い白い明るみが見えそめる時、宮居の鈴は清らかに鳴り、拍手の音はこだまして響く。

朝詣りの人と人との和んだ朝の挨拶。神への祈に度ましい人の姿、その面ざしは何時も晴れやかで明るい。

宮域は朝早やの光に清々しく神々しい。やがて山の端を出て豊さかのぼる朝日影。この日の光に三百年かはりない大神の大御稜威は象徴せられる。青くたゞへた御手洗池に映る老松の緑の影とともに、我が島原の守護神猛島の大神の神徳は、とはにゆるがずあまねく満ちあふれてゐる。

暮色やうやく迫り、夕陽今や没せんとして、雲仙の山の端より光芒一闪、ばつと大空に映え、西空赤く夕焼けする時、うす靄こむる肥後の山脈に低く垂れ、有明の海上に動きもやらずたなびき渡る大旗雲の、初は雲母の如く白く映ゆるかと思ふ一刹那、黄



神域より雲仙岳を望む

に紅に紺青に、はた紫に茜に橙に、濃淡さまざまに色うつろひ、刻々の變化夕焼の妙筆舌に絶し、夕照の景この海濱に盡きるかと思はれる。

さては夏の日、新潮陽に輝いて海に満ち、小波岸邊の岩石にさゞめく時、緑蔭の下に涼を趁ひ、清澄眞砂を敷ふべき海水に涵んでは嬉々として楽しみ、眞夏の太陽に背を曝し、白砂に身を埋めてはさら／＼落つる砂をゆかしみ、遙に遠く潮引いて暗礁も姿を現し、あちらこちらに干潟を残す時、一家そろつて海に出て立ち、網を引き櫛網を動かして魚の影を追ひ、或は岩陰に海藻を摘む潮干狩の楽しさ。一日の魚獲を夕食の膳に上せなどしての一家團欒の喜びも亦一入深い。

国立公園雲仙に避暑する外人が、遠く來つて猛島



猛島海岸

大神に詣し、この海濱に清遊するのも、大神の神威の宏大無邊なると、猛島海岸が山紫水明・白砂青松・風光明媚の地にして、夏日の行樂に勝れてゐるがためである。

秋の月の絶景に至つては、古來「猛島秋月」として人口に膾炙するところ。

團々たる明月東山を出づるや、浮光千波萬波有明の海に輝き、眞帆・片帆の影波間に漂ひて長く影ひける、磯邊に寄する小波は月光に千々にくだくる、實に筆紙のよく盡くすところではない。

月光冲天にかゝる頃、秋草に宿れる露は玉ときらめき、枝を垂れたる老松は墨繪の如き影を境内にさやかにうつし、叢にすだく蟲の聲、欸乃たる櫓聲に和して秋のあはれ



松平忠侯筆 徇 十 景

は彌々まさるを覺ゆる。

斯くの如く、海青く月皓く山緑なる神域の和やかな景色、雄大なる風光、長汀曲浦の盡きせぬ風情の四季とりくくの眺は、天下稀に見る景勝である。

我が猛島の大神は、實にこの自然美にかこまれ、この眺望をほしいまゝにする神代ながらの聖地に、白砂・青松の影深く、永へに神しづまりますのである。

板倉勝彪

社頭祝

猛島の宮居に千代のかけしめて松の緑も春のひとしほ

猛島秋月

猛島の宮の玉垣いつはあれと光みちたる秋の夜の月

猛島の秋月と云ひける題もて歌をと云ひければ

さやかなり浦波すみて猛島の松にかゝれる秋の夜の月

猛島夕照

夕はえのいつくはあれと入日かけさすかにみかく猛島の宮
猛島の宮居ふかむるときは木に夕日照りそふ朱の玉垣

昭和十三年八月十五日印刷
昭和十三年八月二十日發行

非賣品

縣社猛島神社社務所

名古屋市中西區西古渡町柳田六〇
印刷者 箕浦嘉一

名古屋市中西區西古渡町柳田六〇
印刷所 合名會社 秀文社

終

